

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>令和5年7月1日の豪雨により、高山市松本町前平地内において、土砂崩れが発生した。当該箇所は急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、待ち受け擁壁が施工されているため、一般被害は食い止められたものの、落石防護柵まで土砂が堆積している。更に崩落が発生した場合に、ポケットが不足しており、危険な状況である。</p> <p>引き続き豪雨が予想され被害拡大の恐れがあることから崩落土砂の撤去を早急に実施し、民生の安定を図りたい。</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>岐阜県高山市大新町2丁目205 (株)新井組</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>被災箇所の土砂撤去を早急に実施する必要があるため。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>高山土木事務所では、災害による緊急時に早急な土木施設の復旧を図るべく、「一般社団法人高山建設業協会」（以下、「協会」とする。）との間において、「災害時応援協力に関する地区協定」（以下、「協定」とする。）を締結している。</p> <p>今回の災害において、協定に基づき協会に防災支援活動（被害の拡大防止）応援を要請したところ、対処可能な協会の推薦を受けた。</p> <p>推薦された（株）新井組は、必要な機動力を備え、即座に対応出来る体制の整った業者である。また、周辺の地形についても熟知しており、災害箇所における応急対策実施作業を最も早く着手でき、短期間で的確に対応できると考えられることから、契約の相手方とする。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。